

学校いじめ防止基本方針（令和 7 年 1 0 月改訂）

1 本基本方針及び「いじめ防止委員会」の目的

本校では、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「迅速な対応」を柱とした対策を組織的に推進する。また、暴力行為を含むいじめに対しては、児童の安全を最優先に、毅然とした対応を行う。

この方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校の実情に応じて定めたものであり、保護者・地域の皆様にも共有し、協力体制を築いていくことを目的とする。

また、いじめの有無に関わらず、学校の秩序を乱し、他の児童の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を行う。

学校いじめ防止基本方針（本法 第 1 章 第 1 3 条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（本法 第 1 章 第 2 2 条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

なお、『いじめの防止等』とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。（本法 第 1 章 第 1 条）

本基本方針は、本校のいじめ防止等を目的とした対策の具体的な「行動計画」であり、それが組織的・計画的に推進されるよう、組織「いじめ防止委員会」を設置するものである。

2 いじめの定義（本法 第 1 章 第 2 条第 1 項）

この法律において「いじめ」とは、児童等について、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 暴力の定義

文部科学省の定義に基づき、暴力行為を次のように定義する。

「暴力行為とは、児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為をいう。」

この中には、殴る、蹴る、押す、物を投げつけるなどの身体的攻撃や、器物を壊す行為が含まれます。対象により、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊に分類される。

4 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法 第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめ及び暴力行為を受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

5 保護者の責務（いじめ防止対策推進法 第9条）

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

6 本校のいじめ防止基本方針

- ・ いじめを生まない、許さない学校づくりに向けて、教職員の資質向上と児童の心の教育を推進する。
- ・ 組織を生かして児童の変化をいち早く捉え、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・ 児童がいじめに関する理解を深め、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。
- ・ 家庭・地域。関係機関との連携を取り、安心な学校づくりに努める。
- ・ 犯罪行為に相当し得るいじめ及び暴力行為に対しては、迅速かつ毅然とした対応を行い、被害児童の安全と心身のケアを最優先に対応する。

7 具体的な取組

<未然防止>

- ◎ すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、多様性理解を推進した学校づくりをする。
- （1）児童がお互い認め合い、安心して生活できる学級・学校風土づくり
- （2）組織的対応の徹底（取組評価アンケートの実施、集約、検証、見直し）
- （3）教職員の意識向上と教職員研修の充実（学級経営力の向上）
- （4）人権教育、道徳教育の充実による、いじめを許さない指導の充実
- （5）多様性理解教育の推進
- （6）保護者・地域等との連携の推進

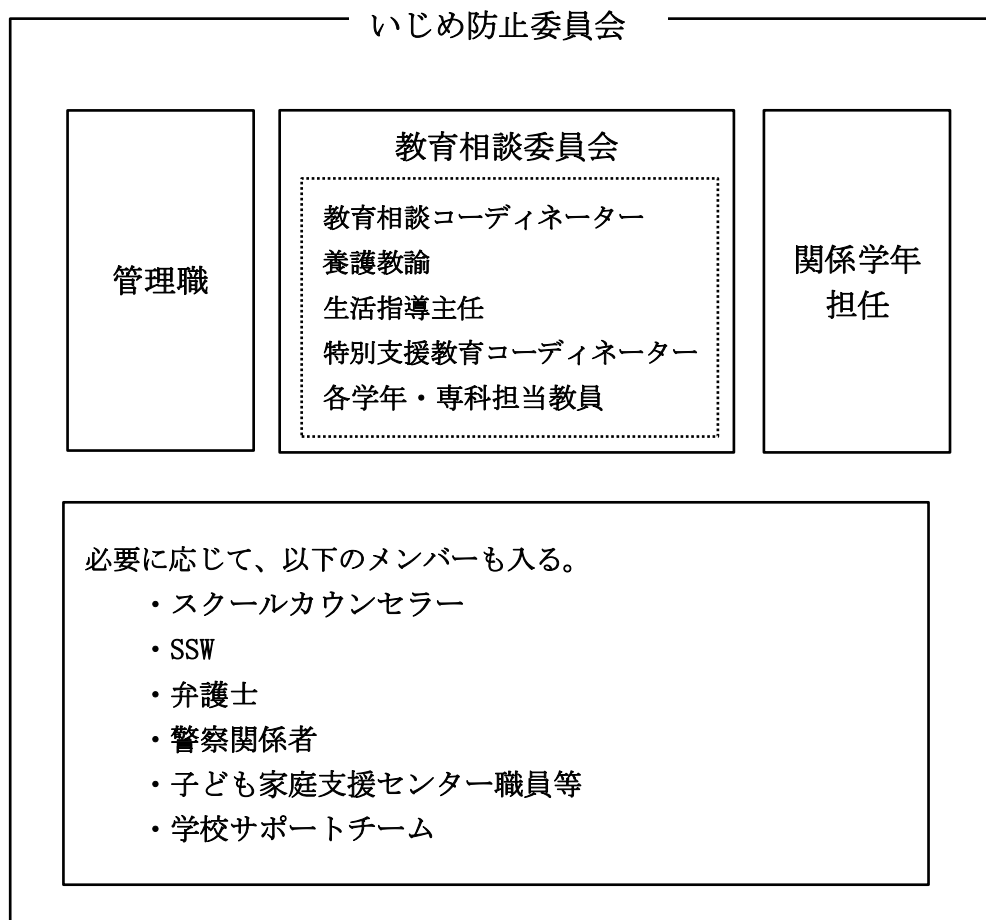
<早期発見>

- ◎ 児童のささいな変化に気づき、気付いた情報を確実に組織で共有する。
 - (1) 日常的な「変化への気づき」の集約・共有化
 - (2) ふれあい月間に合わせた年3回（6月、11月、2月）のいじめ調査の実施
 - (3) 年2回のQ-U結果のいじめ防止委員会での活用（Q-Uを活用したSOSキャッチ）
 - (4) いじめ相談体制の充実
 - (5) スクールカウンセラー、子ども見守りチーム、支援員、教育相談コーディネーターとのミーティングの実施

<早期対応>

- ◎ 情報に基づき、速やかに対応する。また、児童の人格及び健全育成に主眼を置き、問題の再発を防ぐ組織的な対応をする。
 - (1) 臨時いじめ防止委員会の開催と、正確な実態把握、資料の収集・整理
 - (2) 緊急性の高いいじめ行為が確認された場合は、臨時いじめ防止委員会を速やかに開催し、事実確認と安全確保を最優先に対応する。
 - (3) 必要に応じて、警察・弁護士・児童相談所等との連携を図る。
 - (4) 被害児童の保護及びケア
 - ① 担任、学年主任、他の教員、管理職を含めた複数の教員で保護をする。
 - ② スクールカウンセラー等による心のケアを図る（保護者を含む）。
 - ③ 関係機関との連携をしながら家庭状況の把握とケアを図る。
 - ④ 必要に応じて緊急避難措置の対応を図る。
 - (5) 加害児童の指導と観察
 - ① 必要に応じて別室での学習を実施する。
 - ② 状況により警察への相談、通報を行う。
 - ③ 関係機関との連携による児童及び保護者に対するケアを図る。
 - (6) 被害児童・加害児童双方への継続的な指導・支援を行う。
 - (7) 杉並区教育委員会への報告と連携を図る。
 - (8) 福祉機関、医療機関との連携を図る。
 - (9) 必要に応じて保護者・地域等の連携を図る。

8 組織



(1) 教育相談委員会

教育相談コーディネーター、養護教諭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、各学年・専科担当教員

月1回定例会として不登校、いじめ問題を中心に話し合いを実施する。

(2) いじめ防止委員会

校長、副校長、教育相談委員会メンバー、関係学年担任

月1回定例会として、いじめ問題の状況を把握し対応策について検討すると同時に、学期に1回（6月、11月、2月）、いじめアンケート結果の内容から、実態把握と対応策を組織的に検討する。

いじめ問題（暴力行為が確認された場合を含む）の発生時には、定例会とは別に臨時いじめ防止委員会を招集する。

9 年間計画

		主な取り組み	組織の動き
1 学 期	4 月	・ 日常的な「変化への気付き」の集約・共有化 ★いじめ防止研修①（校内講師）（教職員） ★Q-U 実施に向けての研修（校内講師）	教育相談委員会
	5 月	・ 転入生面談の実施開始（通年） ・ 保護者会での「いじめ防止基本計画」周知・啓発 ・ 具体的な取り組みの計画・役割分担 ・ 配慮が必要な共通理解研修	スクールカウンセ ラー 各担任
	6 月	・ クールカウンセラーによる全員面談（5 年生） ・ 第 1 回 Q-U 実施 ・ 「ふれあい月間」に関連させた道徳指導 ・ 第 1 回いじめアンケートの実施・児童の面談・集約	いじめ防止委 員会 教育相談委員会
	7 月	●いじめアンケート集計結果から対応協議＜第 1 回＞ ・ いじめ防止授業（弁護士会 4 年） ・ 1 学期の取り組みの評価	
	長 期 休 業 中	・ いじめ、児童理解の研修会企画、運営 ・ 各学年の状況把握、気になる児童への対応協議 夏休み明けの不登校・自殺予防への対応（教育相談だより） ★・いじめ防止研修②（弁護士会）（教職員）	教育相談委員会
2 学 期	9 月	・ 長期休業明け、各学年の状況把握 ・ 新学期の登校状況の把握 ★第 1 回 Q-U 結果を活用した学級経営研修①（外部講師）	教育相談委員会
	10 月	・ 日常的な「変化への気付き」の集約・共有化	
	11 月	・ 行事における配慮事項共有・支援体制構築 ・ 「ふれあい月間」に関連させた道徳指導 ・ 第 2 回いじめアンケートの実施・児童の面談・集約	
	12 月	●いじめアンケート集計結果から対応協議＜第 2 回＞ ・ 第 2 回 Q-U 実施 ・ 取組評価アンケート（学校評価との同時実施）（保護者・地域）の実施・集約	いじめ防止委 員会 教育相談委員会
3 学 期	1 月	・ 日常的な「変化への気付き」の集約・共有化 ・ 取組評価アンケートの結果による次年度方針の立案	教育相談委員会
	2 月	・ 「ふれあい月間」に関連させた道徳指導 ★いじめ防止研修③・第 2 回 Q-U 結果を活用した学級経営研修②（外部講師） ・ 第 3 回いじめアンケートの実施・児童の面談・集約 ●いじめアンケート集計結果から対応協議＜第 3 回＞ ・ 次年度への引継ぎ	各担任 いじめ防止委 員会